



## ● 住宅用火災警報器の

# 悪質訪問販売業者

- 「住宅用火災警報器」の設置義務化を契機として、不当に高額な請求、押し売りや粗悪品の販売など、不適切な訪問販売業者による被害やトラブルが、全国各地で発生しています。「被害にあわないためのチェックポイント」を参考に十分ご注意ください。

### ■ 茨木市内でも発生！



一人暮らしの高齢者宅に「電話の点検をする」という連絡があり、承諾しました。訪問してきた業者は「警報器が法令で義務付けられ、設置しないと罰せられる！」と住宅用火災警報器セットを契約させられました。(クレジット36回払い総額417,850円)  
その後、消費生活センターに相談し、クーリング・オフ制度により解約できました。

### ■ 被害にあわないためのチェックポイント

#### 1. 消防職員を装う

「消防の方から来た。」と言ったり、消防職員と紛らわしい作業服姿でやって来ます。

- ▶ 消防職員が物品を販売することは一切ありません。

#### 2. 法律改正に便乗して脅す

「警報器を設置しないと罰せられる。」などと嘘を言って脅してきます。

- ▶ 消防法の改正で設置が義務づけられましたが、自己責任という法律の趣旨から、罰則の規定は定めていません。

#### 3. 急がせて考える時間を与えない

「調査や無料点検」などと言って、強引に住宅内に入り、勝手に警報器を設置しはじめ、即金やクレジット契約を執ように求め、完了すれば早々に行方をくらまします。

- ▶ 家の中に入れない、怪しいと思ったらハッキリと断る。

※住宅用火災警報器は、電気店ホームセンター等でも購入できます。

※ 平成23年6月1日から全ての住宅に設置が必要です。  
(自動火災報知設備、スプリンクラー設備設置住宅を除きます。)

- 住宅用火災警報器についてのご相談・お問い合わせは  
茨木市消防本部 予防課 ☎ 622 - 6955(代表)まで